

郡上市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金申請受付要項

令和2年5月15日

協力金の概要

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、岐阜県は、令和2年4月18日から事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」という。）へのご協力をお願いいたしました。

郡上市では国の緊急事態宣言の期間延長を受け、さらに休業等に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「郡上市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金」（以下「郡上市協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

◇1事業者あたり、最大15万円、ただし国・県が緊急事態宣言・休業要請等途中で解除などを行った場合（一部の業種が解除された場合はその業種のみ）は以下のとおりとなります。

- ① 休業期間が5月9日（土）～5月15日（金） 5万円
- ② 休業期間が5月9日（土）～5月22日（金） 10万円
- ③ 休業期間が5月9日（土）～5月31日（日） 15万円

※1. 飲食店等は自主的に休業等された場合は対象となります。

申請要件

◇ ①か②いずれかで、③～⑨に当てはまること

- ① 令和2年4月18日から令和2年5月6日までの間、休業等に全面的に協力し、5月6日以降も引き続き、休業等を全面的に協力いただけること
- ② 令和2年5月9日から令和2年5月31日まで、休業等に全面的に協力いただけること
- ③ 令和2年4月18日以前に開業しており、営業の実態のある事業者であること
- ④ 市外に本社等がある事業者で市内に事業所あり、休業等を行った場合でも可
- ⑤ 休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、夜20時から翌日5時までの夜間の時間帯の営業自粛に向け営業時間を短縮する場合は対象（終日休業も含む）
- ⑥ スナックやパブ、カラオケボックスなどの遊興施設は、休業が条件となる
- ⑦ 全面的な協力とは、要請期間内のすべての期間において、休業等にご協力いただくことをいう

- ⑧ 岐阜県新型コロナウイルス感染対策防止協力金（以下「県協力金」という）。申請要項に準ずる
- ⑨ 市長が特に必要と認める施設については要件に限らず申請を可能とする

交付対象者

- ◇以下のいずれかに該当する事業者等で、5月9日（土）より休業等を行う事業者等
- ① 「県協力金」の対象者で、引き続き5月31日まで休業等を行う事業者
 - ② 「県協力金」の対象者で、5月9日（土）より新たに休業等を実施する事業者
- ※対象施設等一覧（別表2）

申請手続き等

1. 郡上市協力金に関する問い合わせ先

郡上市商工観光部商工課 電話番号 67-1808

2. 申請書類

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

3. 郡上市協力金の申請に必要な書類等の入手方法

5月15日（金）より、次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 郡上市ホームページからダウンロード
- ・ 郡上市の所定の窓口

郡上市役所商工観光部商工課、各振興事務所窓口

4. 申請方法

申請書類は、添付書類とともに申請してください。

- ・ 郡上市の申請窓口

郡上市役所商工観光部商工課、各振興事務所窓口

5. 郡上市協力金の申請受付期間

令和2年5月25日（月）から令和2年6月5日（金）まで

6. 支給の決定

申請を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。また、郡上市協力金の支給は、早期に順次開始します。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、郡上市協力金を支給する旨の決定をしたときは、交付確定通知を発送し、協力金をお支払いします。

申請書類の審査の結果、郡上市協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

その他

1. 郡上市協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、郡上市は、郡上市協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、郡上市協力金を返金するとともに、郡上市協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（郡上市版力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
2. 対象期間内（令和2年5月9日から休業要請解除日まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開する場合は、必ず郡上市商工観光部商工課へご連絡ください。
3. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、郡上市協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

申請書類について

<p>1 郡上市新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金 支給申請書兼請求書 (様式 1号)</p> <p>※ 複数事業所について申請される方は1回の申請にまとめる必要があります。</p> <p>※ 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)</p>
<p>2 休業等を実施した施設の一覧 (様式 2号)</p>
<p>3 誓約書 (様式 3号)</p> <p>※ 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者氏名などの欄は、必ず自署でお願いします。</p>
<p>4 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類 (次の (1)、(2)、(3) 及び (4) の書類が全て必要となります。)</p> <p>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類 (写しで可)</p> <p>(例) 確定申告書、または直近の経理帳簿 (令和 2年 1月以降から 4月 17日までを含むもの)</p> <p>※ 確定申告書では、緊急事態措置公表時点に営業活動を行っていたことがわからない場合は、直近の経理帳簿を添付するなど措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。設立後決算期や申告時期を迎えていない場合も同様です。</p> <p>(2) 申請する事業所ごとの外景 (社名や店舗名入り) 及び内景の写真</p> <p>(3) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類 (写しで可)</p> <p>(例) 飲食店営業許可、酒類販売業免許 等</p> <p>※ 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取 得していることがわかる書類を提出してください。</p> <p>(4) 本人確認書類 (写しで可) (個人事業主のみ)</p> <p>個人事業主の場合は、本人確認のために、次の書類を提出してください。</p> <p>(例) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類</p>
<p>5 休業等の状況がわかる書類 (写しで可)</p> <p>(例) 休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM 等</p> <p>※ 休業する事業所等の名称や状況 (休業の期間、営業時間の変更) がわかるように工夫してください。</p> <p>※ 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。</p>
<p>6 振込先口座と口座名義人がわかる通帳等の写し</p> <p>※ 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)</p>